

電気関係報告規則第2条に基づく設備資金報の提出方法について

1. 提出方法

「電ガネット」を利用した提出

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/dx/

2. 補足

- 「電ガネット」を利用するためには、
 - ① インターネットに接続可能なパソコン、
 - ② 届出の提出に必要な情報、
 - ③ メールアドレス（手続関連所管部署から御連絡させていただく際の宛先）、
 - ④ gBizID プライム（ID/パスワード）

が必要です。

特に④gBizID プライムの取得については、事前の申請手続きが必要となります。手続きの詳細は下記の電ガネットポータルに記載しておりますので、必ず御参照いただき、gBizID の作成等をお願いいたします。

（電ガネットポータル）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/dx/

（gBizID 作成ページ）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 既に gBizID プライムをお持ちの事業者様は、電ガネットにログイン可能で、ログインいただければ、設備資金報の届出が可能です。
- gBizID プライムの配下に設定することができる gBizID メンバーからも提出が可能です。
- 技術的な理由や、上記の準備が報告期限に間に合わない等の理由により、電ガネットによる提出が難しい場合は、従来どおり、メールでの届出も受け付けますので、下記資源エネルギー庁のお問い合わせ先まで様式をエクセル形式でメール添付し、お送りください。

3. お問い合わせ先

- 本件趣旨・メール添付での提出について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 経理班

お問い合わせ先：bz1-denryoku-setsubi@meti.go.jp

- 電ガネットの画面操作・利用方法について

電ガネットヘルプデスク

050-2018-7696 受付時間：平日 9 時～18 時

- gBizID プライムの取得について

メールでのお問い合わせ：[こちら](#)下部を御覧ください。

お電話でのお問い合わせ：0570-023-797 受付時間：平日 9 時～17 時

<ご参考>

○関連条文

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）

（定期報告）

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
（前略）				
二 設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	每事業年度の最終月の末日から三月	経済産業大臣
（後略）				